

京都市告示第510号

平成19年2月28日京都市告示第385号（建築基準法第42条第1項第5号による道路に設けるすみ切りに関する特例）の一部を次のように改めます。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

柱書き中「条例」の次に「(以下「条例」という。)」を加える。

第2号の次に次の1号を加える。

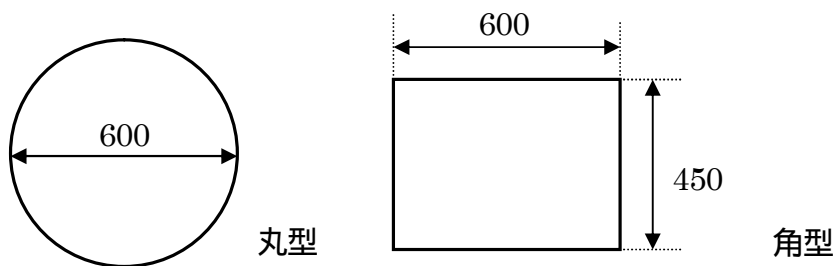
- (3) 条例第6条の規定により、建築基準法施行規則第9条の規定による申請の際現に存在している道のうち、適用時（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第2条の規定の施行の時をいう。）に現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上の道について道路の位置の指定を受けようとする場合で、カーブミラーの設置により、交通上及び安全上の配慮を行ったとき。

カーブミラーについては、形状は下図のとおりとし、寸法は図示の寸法以上とする。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

図



(都市計画局建築指導部建築指導課)